



非暴力闘争としての公民権運動

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 寺島, 俊穂 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00006145

非暴力闘争としての公民権運動

寺島俊穂

一 公民権運動の背景

アメリカという国に暴力が根づいていることは、自然を暴力的に破壊して、高度な近代的な文明を築いていったことと無関係ではない。とくに南部では一八六一―六五年の南北戦争まで奴隷制度を維持してきたのは、プランテーションによって綿花を栽培し、アフリカ系アメリカ人がそれに適した労働力として用いられたからである。アフリカ系住民の置かれた非人間的な状況についてはよく知られていたし、彼ら自身が反抗したこともあったが、その多くは暴力的な蜂起であり、非暴力の規律が確立され、非暴力闘争というかたちで公民権運動が展開したのは一九五五年から六〇年代にかけてである。したがって、非暴力の原理の確立ということと公民権運動の広がりとの間には相関関係があることをあらかじめ指摘しておきたい。

もとよりアメリカの公民権運動は人種差別に対する闘いであった。アメリカにおける人種差別の歴史は奴隷制度に発しており、北アメリカに最初に奴隷船が到着したのは一六一九年八月のことだが、奴隷貿易自体はもっと古くからあり、一五世紀後半に遡る。南部の植民地は綿花などのプランテーション栽培に適しており、定着した農業労働力を必要としたため、終身奴隷制が制度化された。独立革命期に北部

や中部では奴隷貿易の禁止や、奴隷の私的解放が行われたが、全面的な奴隷解放は南北戦争を待たねばならなかった。

アメリカで公民権 (civil rights) といったら、憲法修正簡条一三、一四、一五、一九条に記された平等権を指し、修正一三条から一五条までの三カ条は、「南北戦争の結果たる修正 (War Amendments)」として知られる。修正第一四条第一節で「合衆国において出生し、または帰化し、その管轄権に服するすべての人は、合衆国およびその居住する州の市民である。いかなる州も合衆国市民の特権または免除を損う法律を制定し、或いは施行することはできない。また、いかなる州といえども、正当な法の手続によらないで、何人からも生命、自由または財産を奪ってはならない。また、その管轄内にある何人に対して、法律の平等なる保護を拒むことはできない」と人種差別は禁止されているのにもかかわらず、差別待遇はなくなり、黒人に対するリンチが頻発した。南北戦争後クー・クラックス・クラン (KKK) のような白人至上主義の秘密結社が結成され、黒人にリンチを加えた。また、南部諸州では、公立学校、交通機関、レストラン、軽食堂、映画館などで黒人と白人とを分けて扱う、人種隔離政策が採られたことである。一八九六年には連邦最高裁は、隔離政策は憲法修正第一四条に違反しないとする判決を下し、「分離すれども平等 (separate but

equal)」という法理を打ち立てた。こうして南部諸州では隔離政策が
大手を振ってまかり通ることになった。

しかし、一九五四年五月一七日に連邦最高裁の判事九人が全員一致
して公立学校での分離教育は憲法違反だという判決を出したこと
（「ブラウン判決」）が、大きな転換点となった。なぜなら、これは公
民権運動にとって画期的判決であり、黒人たちは「新しい時代の始ま
り」を感じ取ったからである。また、一九五〇年代にはアジア、アフ
リカの被抑圧民族が次々と独立し、新興国家を創っていったことが、
アメリカの抑圧されてきたアフリカ系住民に大きな刺激を与えた。ア
メリカでは、分離主義運動のかたちはとらなかつたが、そのような国
際的狀況がアメリカ国内情勢に影響を及ぼし、彼らが抑圧され、権利
を奪われてきた状況から脱却し、平等な権利を求める運動を展開して
いくはずみとなったのである。

もうひとつ重要なポイントとして、アメリカの政治構造の力関係に
おける変化が公民権運動に有利に作用したということである。従来、
州や都市の権力に大幅な自治権を与えるアメリカの政治構造は人種差
別を温存する方向に機能していた。つまり、アメリカの政治構造の特
質として、連邦制度があげられるが、連邦国家は、本来各州の自治を
前提とし、そのゆるやかな連合の上に連邦政府（中央）が州際関係を
担うべきものであった。一九世紀において南部諸州の主張の根拠とな
ったのは「州権論」であり、現在でも州の自治は大幅に認められてい
る。南北戦争によって南部諸州の離脱はくい止めたものの、州独自の
法や権限は存在し、人種差別の撤廃は遅々として進まなかつた。しか
し、連邦政府の役割増大がこの様相を一変させる要因となつた。連邦
政府の役割が増大するのは、ひとつには、一九三三年に始まるニュー

ディール政策により、連邦政府の市場介入が実施され、「大きな政府」
となつていったからである。もうひとつには、アメリカの国際的な役
割増大があげられる。とりわけ第二次大戦後の冷戦体制のなかでアメ
リカが自由主義的資本主義体制の盟主になるにいたつて、中央（連邦
政府）の優位は揺るぎないものとなつた。このような連邦政府の権能
の増大は、公民権運動が連邦政府と連携して、州政府や都市の権力構
造と対峙するような状況をつくりだすことを可能にしたのである。

本稿では、公民権運動が非暴力闘争として展開しえた思想的背景、
民主主体体制下の市民的不服従運動が国民的支持を集めることに成功
した政治力学、非暴力の闘いが遭遇した困難について考察し、非暴力
が有効に機能する政治的条件を明確化していきたい。そのことによつ
て、武装蜂起でも受動的忍従でもなく、社会的不正に対する積極的闘
いとしての公民権運動の意義を再確認しておきたい。

(1) たとえば、「リンチにかける (lynch)」という言葉の語源は、一七九〇年ご
ろチャールズ・リンチ大佐と仲間の入植者が馬泥棒などを自宅に連行して処
罰したことにあるが、「西部開拓史の自衛活動ときりはなせないのが、（リン
チ）による正義の実現だった」と言われる (W・E・ホロン『アメリカ・暴
力の歴史』中山容・福本麻子訳、人文書院、一九九二年、三〇―三二頁参
照)。

(2) 宮沢俊義編『世界憲法集』第二版（岩波文庫、一九七六年）五五頁（傍点、
寺島）。

二 バス・ボイコット運動の勝利

アメリカの黒人解放運動で非暴力が採用され始めたのは、ガンディーの影響を受けて一九四二年にシカゴで人種混合型組織である人種平等会議 (Congress of Racial Equality 略称CORE [コア]) が設立され、全米のかなり多くの都市の簡易食堂、レストラン、遊泳場などで行われていた人種隔離政策に対して、座り込みなど非暴力直接行動方式での闘いを挑んだことから言われる。「座り込み」というのは、白人専用とされていた公共施設に黒人が座り込み、サービスを受けるまで動かないという戦術である。COREはまた、フリーダム・ライドという戦術も編み出していた。これは、州間バスに分乗して、一九四六年に出された州間バスにおける人種差別禁止の効力を確かめる直接行動で、一九四七年に初めて決行された。

また、全国黒人向上協会 (National Association for the Advancement of Colored People 略称NAACP、一九〇九年設立) は、法廷闘争を積み重ねていた。一九三五年には差別学校制度に対する法廷闘争を準備し、一九五〇年には「分離すれども平等」の法理を打ち破る闘争を決議していた。^②一九五〇年代初期には、訴訟を連続して提起しており、その成果が「ブラウン判決」であった。これらは合法的で立憲主義的な運動であり、それに対し非暴力闘争としての公民権運動は、特定の法に自覚的に違反し、その法の正当性自体を問題にする市民的不服従の運動として展開していったのである。

公民権運動の方向を決定づけたのは、一九五五年一月にアラバマ州モンゴメリーで始まるバス・ボイコット運動であった。アラバマ州の州都モンゴメリーは、当時の人口一二万人、そのうち黒人人口は約

四〇%を占めていた。発端は、ローザ・パークス (Rosa Parks 当時四二歳) という裁縫工をしている一人の中年女性が一九五五年一月一日、モンゴメリーのダウンタウンから帰宅するためにバスに乗り、仕事で疲れ切っていたので白人用の座席のすぐ後ろにほかの三人の黒人とともに座った。次の停留所で白人が何人か乗り込んできて、白人用の座席が一杯になると、運転手が席を空けるようにと言った。最初は四人とも動かなかったが、運転手が再度命令するとほかの三人は応じた。しかし、パークス夫人だけは運転手に脅されても応じず、座り続けた。^③その結果、パークス夫人は逮捕され、刑務所に留置された。その後保釈されたが、市の人種隔離条令違反のかどで二月五日に裁判を受けることになった。彼女の友人たちが裁判の日に合わせて一日だけのバス・ボイコットを計画した。バスの乗客の四分の三は黒人であったから、黒人が乗車拒否したらバス会社が経営的に打撃を受けることは明らかであった。

二月五日月曜日にはバスに乗らないようにしようという呼びかけが効を奏して、黒人たちは自動車に相乗りしたり、タクシーを利用したり、あるいは歩いて職場に行った。これは、長年の屈辱が生み出した自発的な反応であり、「誰一人として、バスに乗ったからといって脅迫されはしなかった」^④。抵抗者の間には長年の差別的扱いによって屈辱感が蓄積されており、人種隔離制度という悪しき制度をもはや容認できないという思いが高まっていった。以前にもほかの都市でボイコットは起こったが、それは数日間しか続かなかった。しかし、二月五日のモンゴメリーは違った。そこには歴史のうねりのようなものが作用していたと見るができるが、直接的にはパークス夫人がこの日の裁判で罰金一〇ドルと法廷費用の四ドル、計一四ドルの支払い

を命じる有罪判決を受けたことが引き金になった。こういった事件では通例却下されるか、軽犯罪に問われるだけであったが、有罪判決が下されたことで事態は急展開することになった。⁵⁾

つまり、抗議運動の組織化が起こったのである。その日の晩にホルトストリートのバプティスト教会で大衆集会が開かれることになっていたが、それに先立ちモンゴメリー向上協会(MIA)の結成が決められ、その会長に選ばれたのがマーティン・ルーサー・キング(Martin Luther King, Jr. 一九二九―六八)であった。キングは新任の宣教師で、当時まだ二六歳であった。キングは歴史に押し出されるようにして運動の指導者になったのであり、彼が運動をつくったのではなく「逆に運動がキングをつくり上げたのである」と言われるが、優れた資質を発揮する。キングはリーダーになるときに、非暴力で取り込む決意をしていた。彼は一九五〇年春にフィラデルフィアでハーワード大学学長のモーデカイ・ジョンソンのガンディーに関する講演を聴き、感銘を受け、ガンディーに関する書物を読み込み、魅了されたという。当時は非暴力に対する懐疑もあつたが、この運動のなかでガンディーの闘争手段としての非暴力不服従と「汝の敵を愛せ」というキリスト教の倫理の接合点を見いだした。キングは演説の用意をしているときに黒人大衆を勇気づけて積極的な行動に立ち上がらせること、愛についてのキリストの教えと不正に抗することとを調和した行爲を訴えることに決めたという。キングが非暴力不服従を採ったのは、「移行と社会変革の高揚の時期には、冷静沈着で、しかも積極的な指導者、〈激しやすき〉と〈安クル・トミズム〉(ハリエット・ストウの有名な小説『アンクル・トムの小屋』)に出てくる、おとなしくして白人に従順な奴隷トムになぞらえた従順な態度」という両極端を避ける

指導者が必要不可欠だ」と考えてのことであった。つまり、暴動でも受動的忍従でもない道を求めていたのである。

キングは、この大衆集会において行った演説のなかで、パークス夫人が席を立たなかった行為が正当であること、長い間の屈辱の歴史から立ち上がる時がきたことを訴えた。とくに注目されるのは、キングがバスでの黒人の扱いに反対して抗議することの正当性を力強く主張していることである。「もしわれわれが間違っているというなら、この国の最高裁が間違っている。もしわれわれが間違っているというなら、合衆国憲法が間違っている。もしわれわれが間違っているというなら、全能の神が間違っている。もしわれわれが間違っているというなら、ナザレのイエスは地上には決して降り立たなかったことのない空想主義的な夢想家にすぎない。もしわれわれが間違っているというなら、正義は嘘だ。」⁶⁾ここには、自分たちの行為に対する強い確信が表明されており、また、「もしわれわれが間違っているというなら(If we are wrong)」という文の繰り返し力が力強いリズムを作り出している。もちろん「全能の神」というのはレトリックだが、自分たちの抗議行動と「全能の神」を比較するほど強い意志が現れている。

抗議運動は最初、①バスの運転手は黒人の乗客に丁寧な扱いをすること、②白人を前のセクション、黒人を後ろのセクションに分け、先着順に着席させること、③黒人が乗る路線のバスには黒人の運転手を雇用すること⁷⁾、というこの日の決議に表れているように、人種隔離制度の撤廃ではなく「より人間的な制度」を求めていたのである。裁判がテストケースになると考え、要求は実現可能なものに抑えていた。抗議運動の最初の段階では、自動車をプールして輸送手段を確保することが最重要な課題となった。これに成功すると、バス会社は経営的

に打撃を受けることは明らかだったので、一二月八日には市の長老たち（市長と市の理事）とバス会社の重役たちからの働きかけで、抗議運動の指導者は彼らと会見することになり、キングが抗議運動のスポークスマンに選ばれた。この協議の場で、キングは先の決議にある三つの要求を出し、詳しく説明したが、市の理事とバス会社の重役は抗議運動の要求する座席制度の変更は法律に違反すると主張した。黒人たちは早い者順に席をとるということはすでにほかの南部諸州では実施されており、人種隔離制度の下でも可能だと主張したが、そういった主張は受け入れられなかった。この日の交渉では彼らが自分たちの握っている特権を決して放棄しようとはしなかったことと、根強い差別意識をもっていたことが明らかになった。こうして、抗議運動の指導者たちは人種隔離法の枠内では正義を実現できないことをはっきり認識したのである。¹¹

その後の交渉も決裂し、反対者たちは抗議運動の分裂させようと工作したが、それも失敗すると、大量逮捕の手段を採った。反対者たちは、ポイコットを公然と非難し、軽度の交通違反で逮捕される事件が続発した。キングも逮捕されている。しかし、このような画策に対して抗議運動は団結を強めた。一年間にわたる抗議運動のなかでキング自身、非暴力の確信を強めていったのだし、キングは教会で定期的に行なわれた大衆集会での「激励演説」で牧師たちに非暴力をテーマに話しをするように頼み、非暴力の哲学の徹底に努力した。¹²キング自身、「抗議運動が開始されたとき、ぼくは、意識するとしないとを問わず、愛についての荘厳な教えを含む山上の垂訓と、非暴力抵抗に関するガンディーの方法を思い出さなわけにはゆかなかった。日がたつにつれて、ぼくはますます非暴力のもつ力を見せつけられた。抗議運動の

現実的な経験を通じて生き生きと働きながら、非暴力はたんにぼくが学問的に賛成する一方法以上のものになった¹³」と述懐している。

キングが運動の過程で形成していった「非暴力の哲学」がどのようなものかについては、彼自身が次のように要約している。①非暴力抵抗は抵抗の一種であり、反対者に彼らが間違っていることを説得しようとする。②反対者を打ち負かしたり、侮辱したりすることは求めず、反対者の友情と理解を勝ち取ることを求めている。非協力とかポイコットとかによって抗議の意志を示すが、それらの行為自体が目的ではなく、反対者との和解こそが目的なのだ。③攻撃の目標は、たまたま悪を行うようになった人間ではなく、悪そのものの力である。④報復しないで、苦痛を甘受し、反撃しないで攻撃者の攻撃を喜んで受け入れることである。⑤たんに身体的暴力を避けるだけではなく、内面的な精神による暴力も避けることである。非暴力の原理の中心には愛の原理があり、反対者に対して寛容を失ったり、憎しみを抱いてはいけない。¹⁴ここで愛の原理というのは、一切の人びとを救済する善意を意味するという意味でのアガペーであり、アガペーというのは、敵と味方とを区別せず、双方に向けられた、行動的な愛である。¹⁵そうすると、非暴力闘争は闘争なのに、敵と味方との区別をしないという逆説的な設定がなされていることになる。つまり、たまたま敵対している人びとをも不正に気づかせ、悪しき制度や彼らが抱いている差別的な意識から解放することを目指しており、だからこそ自分たちには一層高い倫理性が要求されるのである。

もちろん、キング自身が認めていたように、おそらくモンゴメリーの黒人たちは生き方としての非暴力にまでは確信をもっておらず、戦術として賛同したのであろう。それは、彼らが「指導者を信頼してい

たし、また非暴力はキリストの教えを行動のなかにあらわしたものと
して、彼らの前に示されたため¹⁶」である。したがって、指導者の対応
が決定的な重要性をもった。

非暴力の運動はときとして、不条理な暴力に遭遇する。そのとき、
暴力に暴力をもって応えたら、憎悪の連鎖を生み出すだけである。テ
ロ行為に対しても、非報復で臨むことができるかどうかが非暴力の運
動に課せられた試練になるし、指導者の力量が試されることになる。
「非暴力闘争には、憤りを感情に任せて爆発させない強い自己統制力
と一糸乱れぬ規律が不可欠である¹⁷」と言われる所以である。実際に、
一九五六年一月三〇日キングの外出中に自宅の玄関口に爆発物が投げ
込まれた。そのとき自宅には妻子がいたが危うく難を逃れた。キング
が急いで帰ってくる、凶器を手にした黒人の群集が集まっていたが、
キングは「妻と子どもは大丈夫です。みなさんは、家にもどって武器
をしまってください。私たちは、この問題を報復という暴力で解決す
ることはできません。…私たちは、あくまで愛の力をもって憎しみに
立ち向かわなければならぬのです¹⁸」¹⁸とあって彼らを鎮めたという。
その夜は緊張が続いたが、暴動は起こらず、非暴力の壮大な群集行進
をもって幕を閉じた¹⁹。

爆弾が投げ込まれたこの事件で興味深いのは、自衛についてのキン
グの考え方の変化である。この事件の直後友人たちはキングに護衛と
武装した監視人を雇うように勧めた。キングは、彼らが頑固に主張し
たので、この問題について考慮してみることにし、同時に保安官の事
務所に出かけて自動車のなかに銃を持ち込む許可を求めたが、拒絶さ
れた。彼は、妻コレッタとこの問題について数日にわたって話し合い、
非暴力運動の指導者として護身用の武器をもつことの矛盾に気づき、

武器はならん問題の解決にならないことを悟ったという²⁰。

反対者たちは、ボイコットを禁止している州法を持ち出して、二月
二一日までに抗議運動の指導者たち八九名を訴えた。三月二二日には
キングに対し反ボイコット法違反のことで、有罪判決が下された。し
かし、キングたちは「不正にたいする非暴力的な抗議に参加させた罪
だった²¹」からそれを誇りにした。一方、六月四日にはMIAが提訴し
ていた件で、連邦地裁がアラバマ州の市内バスに関する人種隔離を規
定した州法と市の条例が憲法に違反するという判決を下した。市側は
連邦最高裁に上告したので、依然としてバス・ボイコットは続けられ
た。さらに、市当局は一〇月三〇日に自動車のプールが「営業妨害か
つ無許可の私的事業」に当たるとして停止命令を出すように州の裁判
所に要求した。形勢は不利に傾いたかに見えたが、十一月三日には、
連邦最高裁が「バスの人種隔離を違憲」とする判決を下した。同日、
州裁判所では自動車のプールを中止させるための臨時差し止め命令も
出された。そこで、共同の「相乗り」計画を立てバス・ボイコットを
最高裁の命令書がモンゴメリーに着くまで続けることを決めた²²。

その後、白人市民会議のような人種優越主義に基づく団体がこの最
高裁判決を実施すれば、「流血の惨事がひきおこされるだろう」と言
って脅した。市の理事たちも「人種間の混合」に反対する声明を出し
た。抗議運動は、「隔離を廃止したバスに関する注意²³」として、たと
え暴力的な言動がなされても非暴力的に対応するように求めた²⁴。一二
月二〇日には最高裁の命令書がモンゴメリーに届いた。こうして、一
年以上続いたバス・ボイコット運動は幕を閉じたのだが、その後もK
KKによるテロが行われた。教会に爆弾が投げ込まれても、キングは
自制を求めた。キング自身が運動参加者から勇気づけられることも多

かった。妨害は断続的に続いていたが、バスの人種隔離は徐々に廃止され、二、三週のうちには交通機関も正常に戻り、長年の慣行であった人種隔離は撤廃された⁽²⁴⁾。

バス・ボイコット運動は勝利を収めたが、運動の指導者たちが運動の成果を「白人にたいする勝利とは考えず、正義と民主主義の勝利と考えねばならぬ⁽²⁵⁾」と大衆集会で説いたことは重要であった。抗議運動はたしかに闘いではあったが、それは非暴力で行われ、白人を敵視する運動ではなかったし、人種隔離という悪しき制度からの人間解放を目指す運動であったから、広範な支持を集めることができたのである。モンゴメリーでのバス・ボイコット運動は勝利したが、それは誰も打ち負かさずに、人びとを悪しき制度から解放することに成功したのである。

- (1) Michael Randle, *Civil Resistance*, London: Fontana Press, 1994, pp.77-78 参照。
- (2) Peter B. Levy, *The Civil Rights Movement*, Westport, Connecticut & London: Greenwood Press, pp.84-90 参照。
- (3) ローザ・パークス『黒人の誇り・人間の誇り』高橋朋子訳(サイマル出版会、一九九四年)一二八―一三〇頁参照。
- (4) M・L・キング『自由への大いなる歩み―非暴力で闘った黒人たち―』雪山慶正訳(岩波新書、一九五九年)五九頁。
- (5) 同右、五九頁参照。これは、弁護人がこの件をテストケースにしようとしたため、すなわち「無罪」の申し立てはしたもの、被告の弁護をせず、意図的に上告を目的として人種隔離法自体を上級審で問題にしようとしたためであった(『黒人の誇り・人間の誇り』一五二頁参照)。

- (6) 梶原寿『約束の地をめざして』(新教出版社、一九八九年)二六頁。
- (7) キングが非暴力に懐疑をもっていたのは、非暴力でヒトラー打倒が可能だったのかという点(『自由への大いなる歩み』一―三頁参照、辻内鏡人・中條献『キング牧師』(岩波ジュニア新書)(岩波書店、一九九三年)三四頁参照)と、戦争と警察行動の間に実際上の違いがあるのかという点(Martin Luther King Jr. "War and Pacifism," 20 February - 4 May 1951, in *The Papers of Martin Luther King, Jr. Vol. I*, University of California Press, 1992, p.435 参照)に對してである。また、ガンディーの生涯とその教えに初めて触れた頃は、キングは「社会的に有効な状況の下でそれを組織化しようという固い決意は持つに至らなかった」という(マーティン・ルーサー・キング『汝の敵を愛せ』蓮見博昭訳(新教出版社、一九六五年)二五七頁)。
- (8) Martin Luther King Jr., "Facing the Challenge of a New Age," Address Delivered at the First Annual Institute on Nonviolence and Social Change, 3 December 1956, in *The Papers of Martin Luther King, Jr. Vol. III*, University of California Press, 1997, p.461.
- (9) Martin Luther King Jr., "MLA Mass Meeting at Holt Street Baptist Church" *ibid.*, p.73.
- (10) 『黒人の誇り・人間の誇り』一五九頁参照。
- (11) 『自由への大いなる歩み』一三〇―一三二七頁参照。
- (12) 同右、一〇〇―一〇一頁参照。
- (13) 同右、一二二頁
- (14) 同右、一二二―一二五頁参照。
- (15) 同右、一二六―一二七頁参照。
- (16) 同右、一〇三頁。
- (17) 中島和子『黒人の政治参加と第三世紀アメリカの出版』(中央大学出版部、

一九八九年）六一頁。

(18) 『キング牧師』六〇頁。伝記作家のウィリアム・ロバート・ミラーは、このときの判断を「それは、まさに決定的な瞬間であった。ここで指導者たちが少しでも動揺をみせたら、運動は霧散霧消してしまっただろう」と記している（『マーチン・ルーサー・キングの生涯』高橋正訳、角川文庫、一九七一年、七七頁）。

(19) 『自由への大いなる歩み』一七四頁参照。

(20) 同右、一七七頁参照。

(21) 同右、一九〇頁。

(22) 同右、二二〇頁参照。

(23) 同右、二二二―二二六頁参照。

(24) 同右、二二五―二三二頁参照。

(25) 同右、二二〇頁。

三 公民権運動の展開

アメリカ深南部（アラバマ、ミシシッピ、ジョージア、ルイジアナの各州）における人種差別は根深いものがあつた。連邦最高裁で公立学校における人種隔離が違憲だとする「ブラウン判決」に対する反動の動きは止まらなかつた。

そういった事例の一つとして有名なのは、一九五七年に起きたリトルロック事件である。ブラウン判決に対し人種隔離主義者たちは黒人に対する暴力や経済的制裁を強化させた。リトルロック市の高校ではじめての九人の黒人生徒の入学を控えて不穏な空気が高まり、フォー

ブス知事は二五〇名の州兵を動員して学校の周りを包囲させた。それは流血の惨事が起こる恐れを口実にしてなされたが、実際には選挙を前にして白人有権者にアピールするためであつた。黒人の女子高校生たちは、校門に待ち構えていた多数の白人群衆に罵倒され、追い返された。アイゼンハワー大統領はフォーブス知事と会い、州兵を撤退させた。フォーブス知事は、そうすることによって白人が自由に黒人の入学を阻止する行動をとれるようにしたのである。まもなく授業再開に喜んで登校した高校生（男三人、女六人）とその父兄たちが待ち構えていた八〇〇人近くの白人に袋だたきに遭うという事態が発生し、アイゼンハワー大統領も断乎として「大統領非常宣言」を発し、州兵を連邦軍の正規軍に編入する命令を出し、同時に空挺師団約一一〇〇人を黒人学生の入学を護らせるとともに、全国民に暴徒の暴力の不当性を訴えた。しかし、このリトルロック事件は長期化し、南部における大学や学校の人種統合は、連邦政府の消極的な態度も手伝って、なかなか進まなかつた。¹⁾

こうした状況のなかでも、非暴力の公民権運動は次第に広がりを見せていった。座り込み運動（シット・イン）とフリーダム・ライド運動（州間バスの人種隔離撤廃運動）が南部諸州に広がり、非暴力闘争の形態は多様化し、人種隔離制度との闘いを先鋭化していった。一九六〇年代前半の公民権運動の高まりのなかでキングはたしかに国民的ヒーローになつていったが、彼が運動の中心だったわけではなく、「反対に、彼は自由のための広範な基盤をもつ運動の小さな部分にすぎなかつた」²⁾。運動の基盤となつたのは、全国的基盤をもつ組織ばかりではなく、むしろ地域でのイニシアティブによる非暴力闘争であつた。

座り込み運動の中心となつたのは学生たちであつた。一九六〇年二

月一日、ノースカロライナ州グリーンズボロで四人の黒人の若者が、大手雑貨店ウルワースで「白人専用」のランチ・カウンターに座り、食事の注文をしたが、断られるとそのまま席に座り込み続けた。彼らはノースカロライナ農工大学に通う学生で、前もって議論を重ね、ランチ・カウンターでの人種差別を撤廃するための行動であった^③。

グリーンズボロでの座り込みは春中続き、南部の諸都市に伝播するとともに、公共海水浴場や公共図書館での隔離撤廃を求める運動という類似した闘争形態をも生み出していった。座り込み運動はまたたく間に広がり、「一九六〇年秋までには七万人を超える個人が百以上の地域社会でに参加した。はるかに多くの人がお金を寄付したり、支持の手紙を書いたり、ランチ・カウンターが公式には人種隔離されていなかった北部での共感を表すデモに参加したりした」^④。

これらの運動で特徴的なことは非暴力の規律が守られたことである。つまり、座り込みを続ける黒人たちの周りに白人のならず者が集まり、暴力を振るったが、彼らは暴力で対抗することはしなかったのである。テネシー州のナッシュビルでは、ジェームズ・ロウソンとダイアン・ナッシュの指導のもとで、逮捕され、投獄されても、非暴力の規律を守る学生たちの運動が続けられた。一九四〇年代や五〇年代にも座り込みが行われたことはあったが、グリーンズボロで始まったこの運動は若者たちを中心に急速に広がったのが特色で、人種隔離撤廃を求める強固な意志に支えられていた。この年の四月一五―一七日に学生たちは座り込み運動の勢いを維持し、将来の運動を調整していくことを目指して、ノースカロライナ州の州都ローリーにあるシヨール大学で集会を開き、学生の自治組織として学生非暴力調整委員会(Student Non-Violent Coordinating Committee 略称SNCC) [スニ

ック] を結成した。SNCCは、直接抗議運動に重点を置き、北部や西部から多くの白人学生もそこに参加した^⑤。

キングは、座り込み運動には最初加わっていなかったが、アトランタでSNCCの学生たちに要請され、座り込み^⑥に参加した。キングは三五人の学生とともに逮捕されたが、交通違反で保護観察になっていたため、彼だけは釈放されず、ほかの刑務所の独房に移された。共和党のリチャード・ニクソンと大統領選を争っていた民主党のジョン・F・ケネディが介入した結果、キングは八日間留置所で過ごしたのちに、釈放された^⑥。ケネディの行為はキングの身を案じるとともに多分に大統領選を意識したものであり、黒人の支持を広げることとなり、事実ケネディは僅差で大統領選で勝利を収めた^⑦。しかし、ケネディが大統領就任後一〇〇日経っても、選挙公約の公共住宅における差別の撤廃を実行せず、人種問題の改革を最優先課題に据えなかつたため、公民権運動側はケネディに圧力をかけて公民権実現への決意を確かめる必要に迫られていた^⑧。

そのような脈絡で行われたのがフリーダム・ライド運動である。この「自由のための乗車運動」は、COREが計画した直接行動であり、最高裁判決で禁止されているにもかかわらず、依然として州間バスやバス・ターミナルで黒人が差別されていることに目をつけ、人種混成チームで州間バスに乗り込み、もし南部の当局が最高裁判決に従わないならば、ケネディ政権が介入するはずだという期待していた。白人と黒人の混成チームで長距離バスに乗り、南部の法律や慣習とは反対に黒人が前の座席、白人が後ろの座席に座り、途中のバス・ターミナルでは黒人が「白人専用」のトイレを使用し、白人が「黒人専用」の待合室を使うという計画であった。一九六一年五月四日、一三人の

「乗客たち」が二台のバスに乗り込み、ワシントンを出発した。一日後にアラバマ州に入っていたが、一台目のバスは火炎瓶を投げつけられ炎上してしまう。二台目のバスはバーミングハムのバス・ターミナルに着くと、暴漢に襲われ、暴行を受けた。いずれの場合も、地元警察も連邦捜査局(FBI)も、「乗客たち」を保護するのではなく、南部白人の暴行を見過ごしていたのである。⁹⁾

しかし、グレイハウンド・バス炎上の光景を含む迫害の様子は世界中に伝えられ、公民権運動への共感と支持を集めることになった。SNCCとナッシュビルの座り込み運動経験者ダイアン・ナッシュは、暴力を許してはならないし、抑圧に屈してはならないという趣旨で、乗車運動を続けるためにボランテアをバーミングハムに集めた。ケネディ政権の圧力のもとで、アラバマ州当局は「乗客たち」がバーミングハムからモンゴメリーまでの乗って行くための保護を与えることに同意したが、またもやモンゴメリーのバス・ターミナルに入ると保護を止めたので、「乗客たち」は暴漢に襲われ、瀕死の重傷を負った活動家もいた。約束が反故にされたことに怒ってケネディ大統領は、五〇〇人の連邦裁判所執行官を派遣して秩序の回復をはかった。¹⁰⁾ その夜、公民権運動の集会が開かれていたモンゴメリーの第一バプティスト教会を何千人もの暴徒が取り囲み、不穏な雰囲気に含まれたが、ついに連邦軍も投入され、暴徒の鎮圧がはかられた。司法長官のロバート・ケネディは、冷却期間を置くことを要請したが、COREの指導者のジェームズ・ファーマーやキングにとつて到底呑める提案ではなかった。¹¹⁾

こうしてフリーダム・ライド運動は、夏になっても続けられた。重要なのは、休止の要請、投獄、テロ攻撃にもかかわらず、運動が続け

られたことである。その後ロバート・ケネディ司法長官は州際通商委員会に、長距離バスの諸施設での人種撤廃の要請を出し、九月には委員会は人種隔離の廃止を決定し、施設での隔離も徐々に撤廃されていき、年末にはCOREも勝利宣言を出した。¹²⁾ 南部全域に非暴力直接行動を広めたのは黒人学生たちの力によるところが大きかった。教会が社会正義を求める機能を果たし、公民権運動の一つの基盤となったことも、特徴的なことであった。公民権運動は、人種隔離を維持しようとする州権力や南部の白人保守層に対峙した運動であったが、ときには連邦政府に支援を要請し、またマス・メディアを活用して人種隔離制度に固執する政治勢力を孤立させる政治状況を作り出した。連邦政府の消極性もあったが、それすらも動かすうねりのような力を次第に形成していったのである。

ジョージア州のオールバニーでは人種隔離撤廃闘争が市当局の抵抗にあつて進んでいなかったので、一九六一年一月に地域の黒人指導者から要請を受けて、キングは運動にはずみをつけるためにその地に赴いた。SNCCの活動家も来ていたが、彼らは草の根の運動を進めることに主眼を置いていたので、キングを呼び寄せることに反対したが、地域の指導者はキングがいることによってメディアの注目が集まることを期待して、キングを呼ぶことに決めた。キングは大衆集会で演説するだけの予定で来たが、翌日の行進に参加することを約束させられた。この行進でキングは許可なく行進したという罪で地元の警察に逮捕された。キングは保釈金を払って釈放されるつもりはないというメッセージを出していたにもかかわらず、黒人たちと市当局との間で獄中の七〇〇人の運動参加者の釈放、市内のバス・ターミナルでの隔離撤廃などの合意が達せられたことを受けて、二日後に保釈金を払

って留置所を出た。この結果、キングは、十分に運動の目標が達成されていなのに、釈放に応じたとして、非難されることになった。キングは、引き続き九ヵ月間オールバニーでの運動に関わったが、図書館での人種隔離の撤廃以外の具体的な成果を上げることができなかった。また、妊娠中の黒人女性に対して警官が暴行したことへの怒りから、運動の側から暴力行為が発生したことで、キングは、七月二五日を「悔い改める日」として直接行動を控えるように呼びかけたが、SNC Cの学生たちや地元運動家の一部から保守的だとして非難を浴びた。オールバニーでの失敗は、キングだけではなく公民権運動の歴史にとっても苦い経験になった。

キングと南部キリスト教指導者会議 (Southern Christian Leadership Conference 略称 SCLC、一九五七年設立) は、これらの批判を受け、またオールバニーでの苦い経験を生かし、非暴力での人種差別撤廃運動をより一層推し進めるために、注意深くねらいを定め、運動の立て直しをはかる必要に迫られた。一九六三年一月キングと SCLC の幹部は、アラバマ州バーミングハム (人口約三十五万人) で本格的な差別撤廃運動を開始することを決定した。というのも、一九六三年は、奴隷解放宣言から一〇〇周年に当たる象徴的な年であり、バーミングハムは「合衆国最大の差別都市」といわれており、人種隔離政策が強固に維持されており、人種差別主義者によってしばしば公民権運動家に対して物理的暴力が振るわれていたので、バーミングハムにねらいを定めることによって人びとの関心を人種隔離の問題に集めることができるのではと考えたからである。また、バーミングハムには SCLC の確固とした支部があり、バプティスト教会の牧師フレッド・シャトルズワースを中心に、暴力に屈せず、差別撤廃運動が続

けられていたという理由で、選ばれたものである。¹⁵

公民権運動家たちは、「プロジェクト C」(C は「対決 (Confrontation)」の意味) と呼ばれる、人種隔離に反対する大規模な直接行動を採ることにした。戦略的には、特定の施設に目標を設定して、そこでの人種隔離撤廃を目指すこと、市当局よりもビジネス界の指導者たちに隔離撤廃を訴えかけること、市当局の弾圧が予想されるが、マス・メディアをとおして広範な世論を喚起するとともに連邦政府の介入を促すこと、直接行動に参加する者には非暴力訓練を受けよう¹⁶に勧めることが、決められた。この戦略は、オールバニーでの教訓を生かして立てられたものである。

市長選のあった翌日の四月三日、いよいよ「プロジェクト C」が開始され、二〇名ぐらいの活動家が市内の四つのランチ・カウンターで座り込みを始めた。シャトルズワースの努力によって、SCLC は行進、大衆集会、ボイコットを組織した。市の警察署長ユージン・コナー (通称ブル・コナー) は、消化ホースや警察犬を動員し、黒人たちを蹴散らした。キングは、四月二二日、キングは抗議行動を禁止する裁判所の命令に公然と反して、五〇人ほどの仲間たちと市庁舎に向かって行進した。繁華街近くまで進んだとき彼らは逮捕され、キングは独房に移された。獄中から四月一六日に白人牧師たちに宛てて書いた、有名な「バーミングハム刑務所からの手紙」のなかで、キングは「交渉というもつとよい手段があるではないか」という批判に対し、「非暴力直接行動のねらいは、話し合いを絶えず拒んできた地域社会に、どうでも争点と対決せざるをえないような危機感と緊張をつくりださうとするものです¹⁷」と答え、また「われわれの直接行動計画の目的は、話し合いへの戸口を直接開くことになるような、危機をはらんだ状況

を生みだすことにあります¹⁸⁾とされている。さらに、キングは裁判所の命令を無視したことを、法には「正しい法」と「不正な法」があり、「正しい法」には従うが「不正な法」には従わないことは正当であり、人種隔離を維持するための法律や平和な集会や抗議を市民に阻む命令に従わないことは市民的不服従の実践なのだ主張している¹⁹⁾。

キングは五日間勾留され、罰金五〇ドルを言い渡された。キング拘留中も、ボイコットや座り込みは続けられた。しかし、事態は一向に変わらず、マス・メディアの関心も薄れてきたので、状況を打開するために、キングは、運動の指導者の提案を採り入れて、子どもたちを運動に参加させることにした。子どもたちは逮捕されても黒人家庭に経済的ダメージを与えないし、世論の注目を集めることができるからである。キングら運動家たちは、子どもたちに非暴力の理念を教え込んだ。五月二日、集合場所の第一バプテイスト教会には一〇〇〇人以上の子どもたちが集まり、数百人ずつ一団になって市庁舎に向かって整然と行進を始めた。彼らはすぐに逮捕されたが、次々と行進を続けた。子供たちの行進は翌日も続いたが、コナーの命令で警察犬が集められ、高圧ホースで水が浴びせかけられた。警察による弾圧の様子はテレビや新聞を通じてアメリカだけでなく、世界中に伝えられた。二五〇〇人の被逮捕者のうち二〇〇〇人は子供であり、刑務所は子どもたちで溢れることになった。

非暴力による闘いと激しい弾圧の様子はテレビで全国放映され、自然に非暴力の抗議者の側に支持と共感が集まった。一方に暴力と抑圧に依拠する警察権力が、他方には非暴力と正義に依拠する力が対峙し、このコントラストが映像をとおして理解できたからである。マス・メディアの活用が支持者・共感者の拡大という効果を発揮したといえよ

う。もうひとつには、実業界の指導者を交渉相手に選んで、権力エリートと分断したことが政治的効果をもった。五月三日以降、連邦政府の圧力と仲介もあつて、実業界の指導者たちと運動の指導者との交渉を探る動きが出てきた。それまで頑迷に反対していた実業家もはやこの運動の勢いを阻止できないことを認めたことが引き金となつて、五月七日に商工業者の代表者との会見がもたれ、翌日の五月八日には二四時間の休戦が宣せられ、二日間の会談ののち五月一〇日に、ランチ・カウンターなどでの隔離の撤廃、黒人の雇用や昇進を進めること、両人種から成る委員会を設置することなどを合意した協定が取り交わされた²⁰⁾。

これに対し、隔離主義者は暴力で対抗した。キングの弟の家が爆破され、キングが宿泊していたモーターの近くにも爆弾が仕掛けられたが、キングはアトランタに発ったあとで、無事だった。爆弾を仕掛けた犯人たちが期待したとおり、暴動が起こり、警官隊に向かって投石がなされ、自動車に火がつけられた。アラバマ州知事で隔離主義者のジョージ・ウォレスは州警察や「予備隊員」で黒人居住地区を封じ込め、黒人たちに暴力を振るつた。このような憎悪と暴力沙汰のなかでも非暴力運動の信奉者たちは非暴力の規律を守つた。隔離主義者の策動で、デモに参加した学生・生徒を市教委が停学か退学処分にするという報道がなされ、連邦地方裁判所判事はそれを支持したが、巡回上級裁判所の判事エルバート・P・タトルはこの判決を覆した上に、市教委を非難し、法的に認められた行動の報復として学校から追放することの無責任さを指摘した²¹⁾。ブル・コナーと彼の委嘱委員も公安委員会から永久追放され、バーミングハム闘争は公民権運動側の圧倒的勝利で終わった。

公民権運動が高揚した瞬間を迎えるのは、ワシントン大行進においてである。これは、黒人指導者の長老のA・フリップ・ランドルフの提案によるものであり、白人教会各派の参加、主要なユダヤ人団体の支持もその成功の要因のひとつであった。ワシントン大行進とは、一九六三年八月二八日にアメリカの首都ワシントンに二〇万以上の黒人、白人が集まって開かれた反人種差別大集会であり、参加者はケネディ大統領が連邦議会に提出した、公共機関での隔離や差別の禁止などを盛り込んだ公民権法案の通過と雇用の際の人種差別撤廃を要求した。集会の最後の演者としてキングは壇上に上り、聴衆の熱い反応に「私には夢がある」という感動的な演説を行った。キングはそのなかで「私には夢がある。それは、いつの日か、私の四人の小さな子どもたちが、肌の色によってではなく、どんな内容の人間だかによって評価される国になることだ²²」と力強く語っているが、この「肌の色にこだわらない」社会の実現こそ、非暴力公民権運動の目指したものであった。

しかし、その後公民権運動の辿った道は平坦ではなかった。ワシントン大行進から一八日後の九月一五朝、バーミングハム市のバプテイスト教会に爆弾が仕掛けられ、四人の黒人少女が犠牲になった。さらに一月二二日には、公民権法の制定を推進していたケネディ大統領がテキサス州ダラスで遊説中に暗殺された。公民権法案はその後一九六四年二月一〇日、下院を通過、六月一九日に上院を通過し、七月二日にジョンソン大統領が署名して成立した。公民権法は一一の個別の法律がまとめられたもので、公共施設における人種隔離の撤廃、公立学校での人種隔離と差別の撤廃、連邦政府との契約のもとで行われている事業での一切の差別の撤廃と「積極的的正措置（アファーマテ

ィブ・アクション）」などが定められており、これは公民権運動の成果であったが、しかしこれで十分でなかったことも明らかである。住宅に対する差別の禁止、最低賃金制の実施など黒人たちの要求が全面的に盛り込まれてはいなかったからである。翌年の一九六五年に制定された投票権法で黒人選挙権の保障は強化された²³。しかし、法律上の措置だけで差別が解消されるものでないことは、明らかであり、公民権法が成立した同じ月に、ニューヨークのハーレムで黒人暴動が起こり、その後数年間にわたってロサンゼルス、デトロイトなどの大都市で黒人暴動が頻発した。

公民権運動の内部でも、白人との連帯を求めるよりも黒人自身の力に頼るしかないという「ブラック・パワー」の主張が高まり、黒人独自の宗教であるブラック・ムスリムも広まっていった。従来から、マルコムX (Malcolm X 一九二五—六五) は、社会の底辺に生きる黒人の立場からアメリカを見詰め、アメリカ社会に対する根底的批判を展開した。彼は、キングの非暴力の哲学と人種統合の理念を批判し、分離主義へ向かう黒人の動きの思想的支柱となった。マルコムXには、「インテグレーション〔統合〕と非暴力主義への訴えは、単に黒人を欺きかつ武装解除して、白人が自分たちの残酷性に対する報復を顧慮する必要がないようにするためのトリックにすぎないように、思われた²⁴」。一九六五年頃から公民権運動の分裂の兆しが表面化していった。キングは、貧困との闘いとベトナム反戦へと非暴力を深化させていったが、SNCCなどは急進化し、非暴力の立場から徐々に離反していく傾向も出てきた。キング自身、非暴力を都市の諸条件やムードに合わせて展開していく必要を感じ、苦慮していた²⁵。一九六八年にキングが暗殺されると、黒人暴動が激化した。都市化のなかでスラムに住む

黒人と主として郊外に住む白人は別個にコミュニティを創り、日常的に差別と偏見が醸成されていた。貧困やベトナム戦争も引き金になって、黒人問題がたんに法制度の問題ではなく、大都市における貧困の問題とからむ問題であることが明らかになった。こうして、暴力を用いてでも黒人の生活改善を目指す動きも出てきた。キングというカリスマ的指導者を失ったことも、全国的な規模で発生する暴動にブレーキがかけられなくなった要因であった。

非暴力での公民権運動はさまざまな困難に遭遇した。ひとつは、白人の差別主義者から加えられた暴力に対して非暴力の有効性に疑問を抱き、報復行動を抑えていくことが困難になっていくことである。教会を爆破した者、指導者を暗殺した者への怒りを抑えるのが困難になり、暴動が起こったことも事実である。しかし、非暴力の公民権運動は、リーダーシップが確固としていれば、テロ行為による挑発に乗らず、非暴力の戦略の有効性を高めていくことが可能なことを示した。もうひとつは、非暴力で構造的暴力、すなわち都市における貧困が解決できるのかという疑問である。もちろん、非暴力で社会問題を早急に解決することはできないが、構造的暴力がゆえに物理的暴力を肯定することはできないという地平に立つべきである。非暴力抵抗運動を成功させるには、キングが苦闘したように、非暴力に対する信頼の形成とねばり強い取り組みが必要である。

(1) 上杉忍『パクス・アメリカーナの光と陰』〔講談社現代新書〕講談社、一九八九年（一五〇—一五二頁参照）。

(2) *The Civil Rights Movement*, p.18.

(3) 『キング牧師』七六頁参照。

(4) *The Civil Rights Movement*, p.13.

(5) *Ibid.*, p.14. 『キング牧師』八〇—八二頁参照。

(6) 『キング牧師』八三—八四頁参照。

(7) *The Civil Rights Movement*, p.15 参照。

(8) *Ibid.*, p.16 参照。

(9) 『キング牧師』八四—八六頁参照。

(10) *The Civil Rights Movement*, p.17 参照。

(11) *Ibid.*, p.17. 『キング牧師』八八—八九頁参照。

(12) 『キング牧師』八九頁参照。

(13) 同右、九二—九六頁参照。

(14) *The Civil Rights Movement*, p.19 参照。

(15) Aldon D. Morris, *The Origins of the Civil Rights Movement: Black Communities Organizing for Change*, New York: Free Press, 1984, p.252 参照。

(16) 『キング牧師』九八頁参照。

(17) マーチン・ルーサー・キング『黒人はなぜ待てないか』中島和子・古川博巳訳（みすず書房、一九六五年）九六頁。

(18) 同右、九六—九七頁。

(19) 同右、九九—一〇二頁参照。

(20) 同右、一三〇—一三二頁参照。

(21) 同右、一三三—一三五頁参照。

(22) Martin Luther King, Jr., *A Testament of Hope: The Essential Writings and Speeches of Martin Luther King, ed. by James Melvin Washington*, New York: Harper Collins Publishers, 1991, p.219.

(23) 本田創造『アメリカ黒人の歴史』(岩波新書、一九九一年)二一四―二一九
頁参照。

(24) ジェイムズ・H・コーン『夢か悪夢か・キング牧師とマルコムX』梶原寿訳
(日本基督教団出版局、一九九六年) 八八頁。

(25) マーチン・ルーサー・キング『良心のトランペット』中島和子訳(みすず書
房、一九六八年)二二―二四頁参照。